

溶接技術奨励賞に関する規定

昭和63年10月19日制定

平成2年11月13日一部改定

1. 各支部において、溶接・接合技術に関し、研究、開発・改良あるいはその実用化の功績顕著な者に溶接技術奨励賞を授与する。
2. 本賞の選考は、本会の各支部が各々その所管地域を対象として行う。
表彰は当該支部長名で行うこととし、受賞者には賞状及び副賞を贈呈する。
ただし、副賞は学会長から贈呈する。
3. 受賞候補者は、当該支部の役員、当該支部地区在位の名誉員、特別員、終身会員及び当該地区所在賛助会社責任者の推薦による個人（連名も可）とする。
ただし、必ずしも本会会員であることは要しない。
4. 受賞候補者の推薦は、当該地区所管支部の定めた手続きによるものとする。
5. 受賞候補者の推薦を受けたときは、支部長は授賞審査委員会を設置し、必要な審査を行って授賞の可否を決定しなければならない。
授賞審査委員会は、委員長を含め5名で構成するものとする。
ただし、審査委員のうち3名は本会会員でなければならない。
6. 授賞審査は、支部が定めた内規に基づいて行わなければならない。
7. 本賞授賞は年度ごととし、1回に2件以内とする。
授賞は当該支部が定めた時期に行う。
8. 本賞重賞は原則として認めない。
9. 本賞授賞決定後、支部長は速やかに受賞者氏名及びその選考理由を会長に報告しなければならない。
会長はこれを総会で披露するとともに会誌で紹介する。
10. この規定の改廃は理事会の承認を要する。

以上

付記省略